

# エレベーターをより安全にご利用いただくために

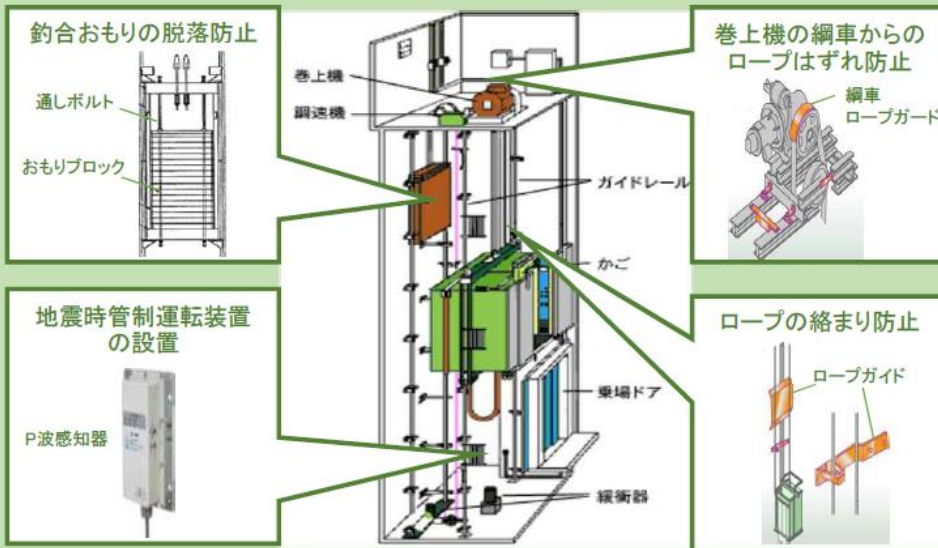
閉じ込め  
対策

## ◆閉じ込め対策はできていますか！？

地震により、エレベーターが停止し、かごの中から出られなくなる閉じ込め等の被害が発生しています。首都直下地震が発生した際は、都内でも閉じ込めによる甚大な被害が発生すると予測されます。

地震によるエレベーターの閉じ込めや故障のおそれを軽減するために、エレベーターの地震対策を実施しましょう。

### <エレベーター各部の地震対策の例>



#### 「地震時管制運転装置」とは

地震発生時の初期の微動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前にかごを最寄りの階に停止させ、戸を開放する装置で、利用者の閉じ込めを防ぎます。

(国交省HPより引用)

平成17年の千葉県北西部地震や平成23年の東日本大震災等を受け、上記のようなエレベーターの地震対策を実施することが建築基準法により義務付けられています。義務付け以前に設置されたエレベーターには、対策実施の義務はありませんが、エレベーターの安全性確保のために、地震対策の積極的な実施をお願いいたします。

地震対策の具体的な改修方法、改修期間、改修費用等については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

## ◆「防災キャビネット」の設置にご協力ください。

大阪北部地震では、閉じ込めの救出に最大5時間半を要しており、特に首都直下地震ではそれを上回る時間を要するおそれがあります。

閉じ込められた方の健康状態を損なうことなく救出を待てるよう、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置にご協力ください。

具体的な改修方法、改修費用等については、防災キャビネットの設置メーカーにご相談ください。



(小平市庁舎設置事例)

お問合せ先

〒112- 小平市小川町2-1333 小平市役所

○建築基準法に関すること

○防災キャビネットに関すること

都市開発部 建築指導課 構造設備担当 電話：042-312-1145

総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当 電話：042-346-9519

# エレベーターをより安全にご利用いただくために

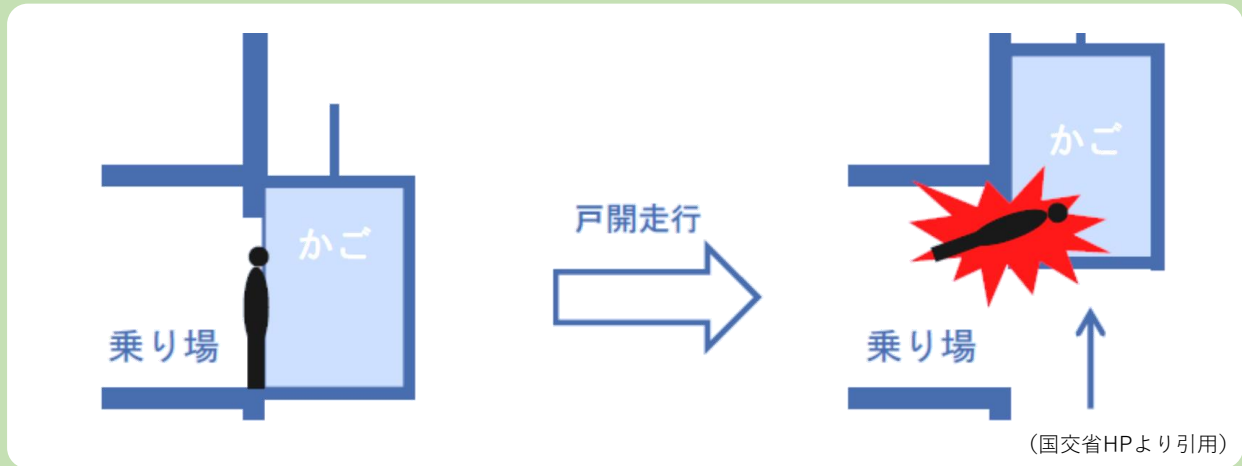
挟まれ防止  
対策

## ◆挟まれ防止の対策はできていますか！？

機器の異常により、エレベーターの戸が開いたまま、かごが動いてしまうことを「戸開走行」といいます。この「戸開走行」により利用者の人命に関わる、挟まれ事故が発生しています。この対策として「戸開走行保護装置」の設置が有効です。

### ＜戸開走行保護装置とは＞

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が建築基準法により義務付けられています。義務付け以前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

## ◆安全マークの表示制度

エレベーターに「地震時管制運転装置」や「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるようマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。  
一般社団法人建築性能基準推進協会  
電話：03-3513-7561 WEB：http://www.seinokyo.jp/



お問合せ先

〒112- 小平市小川町2-1333 小平市役所

○建築基準法に関すること

○防災キャビネットに関すること

都市開発部 建築指導課 構造設備担当 電話：042-312-1145

総務部 防災危機管理課 防災危機管理担当 電話：042-346-9519